

公的研究費等の運営・管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ルーテル学院（以下「本学」という。）における公的研究費等の運営・管理に関する必要な事項を定め、もって本学における研究活動の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程を適用する公的研究費等とは、文部科学省等の公的機関が交付する学外の資金とする。

- 2 この規程において「不正行為」とは、公的研究費に係る研究活動又はその成果の発表の過程において、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - (1) ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成する行為。
 - (2) 改ざん 研究資料、機器及び研究過程を不正に変更する操作を行い、研究結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為。
 - (4) 不正使用 実体を伴わない講師料・給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ、業者への預け金として管理させること、実体の伴わない旅費を支払わせることをはじめとする、法令、研究費を分配した機関の規程等及び本学の規程等に違反する経費の使用をいう。
 - (5) 論文の二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - (6) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表しないこと。
- 3 この規程において「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者をいう。

(最高管理責任者)

- 第3条 第1条に掲げる目的を達成するため、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充て、その職名を公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
 - 3 最高管理責任者は、第4条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務長をもって充て、その職名を公表する。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の学部長、研究科長、附属研究所・センターの長、神学校長、各事務部局の長をもって充て、その職名を公表するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、各部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、各部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(適正な運営・管理の基礎となる環境の整備)

第6条 最高管理責任者は、研究費の不正な使用を誘発する要因を除去し不正を未然に防ぐため、必要な環境及び体制を構築するものとする。

(公的研究費の事務管理運営)

第7条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務を事務管理センターに委任する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の予算執行及び経理に関する業務管理を事務管理センターに委任する。
- 3 事務管理センターは、効率的かつ適正な予算執行管理を行うとともに、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。
- 4 公的研究費等の研究費に係る相談窓口は事務管理センターとする。
- 5 事務管理センターは、公的研究費の使用ルールを研究者及び事務職員に対して分かりやすい形で周知するものとする。
- 6 その他必要な事項は、別に定める。

(職務権限及び分掌)

第8条 公的研究費等の研究費の事務処理に関して、その交付を受けて研究活動を行う研究者及び事務職員は、配分機関の定める補助条件を順守することを前提とし、
公的研究費-2

執務執行規程に基づき職務権限を有し、分掌を担うものとする。

(研究者の職務分掌)

第9条 研究者は、補助事業の遂行に伴い、直接経費を公正かつ効率的に使用することができる。

- 2 研究者は、前項に基づき、関係する事務職員と連携し、物品又はサービスの購入、その他補助事業に係る経費を使用するために必要な事務手続を行うものとする。

(事務職員の職務分掌)

第10条 事務職員は、補助事業の遂行に伴い、直接経費及び間接経費を適正に管理していくため、研究者に対して適切な照会、助言をすることができる。

- 2 事務職員は、前項に基づき、研究者と連携し、物品又はサービスの購入などの事務手続、その他補助事業に係る経費を管理するために必要な事務手続を行うものとする。

(発注・検収)

第11条 物品等を購入する場合の発注方法は研究者又は事務職員が発注するものとし、1取引10万円以上の取引については、稟議書を提出するものとする。

- 2 物品等の検収については、原則、事務管理センターが全ての物品等について検収を行うものとし、研究当事者が発注を行った場合は、納品後すみやかに事務管理センターへ報告し、検収を受けるものとする。

(意識向上)

第12条 研究者は、公的研究費等の研究費は公的資金であり、個人の意思で計画し、採択された課題による研究費であっても、大学による適正な管理が必要であることを常に認識し、執務執行規程に基づき、効率的に研究活動を進めていかなければならない。

- 2 研究者及び研究に関わる者は、公正な研究の推進に努めるとともに、利益相反に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- 3 事務職員は、公的研究費等の研究費の適正な管理、執行を行い、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを常に認識し、事務処理規程に基づき、適正に事務処理を行っていかなければならない。

(研究データの保存・開示)

第13条 研究者は、論文等で発表された研究成果の元となった文書、数値データ、画像等（以下「研究データ」という。）を保存または記録しなければならない。

- 2 研究者は、前項の研究データを、論文等により当該研究成果を発表した後、最

低5年間保存しなければならない。ただし、その間の当該研究者が本学の所属を外れる場合は、事前に統括管理責任者相談の上、管理責任者を定めて保管する。

- 3 研究者および前項の管理責任者は、第1項の研究データまたはその写し等、論文等の根拠となるデータを、最高管理責任者の求めに応じて開示しなければならない。

(不正防止委員会)

第13条 本学の公的研究費を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長（委員長）
- (2) 事務長
- (3) 学長が指名する教職員

- 3 防止委員会は、不正防止計画の推進にあたり、次に掲げる審議を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握と検証に関すること。
- (2) 研究者及び事務職員の行動規範の策定等に関すること。
- (3) 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (4) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項。

- 4 防止委員会は、不正防止計画の推進にあたり、全学的視点から公的研究費の運営・管理全般に係るモニタリングを行うものとする。

(不正調査委員会)

第14条 公的研究費に関する不正行為については、その疑いも含めて、最高管理責任者の責任において、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。

- 2 不正行為及びその疑いのある事案が生じた場合は、事案毎に不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長は、最高管理責任者が指名する教員とする。
- (2) 委員は、最高管理責任者が指名する教職員、若干名とする。
- (3) 委員には、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者を半数以上含むものとする。
- (4) 調査委員は、機関及び通報者、非通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 4 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 研究の不正行為の疑義に関する予備調査及び本調査を行うこと。
- (2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。

- (3) その他対象となる事案に関する必要なこと。
- 5 調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。
- 6 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 7 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 調査方法等については、別に定める。

(不正通報窓口と秘密保持)

- 第 15 条 学内外からの公的研究費等の研究費の不正に関する通報を受け付ける窓口を設置し、事務管理センターがその任に当たるものとする。
- 2 通報の方法は、電子メール、書面、電話、ファックス、面談の何れかによるものとする。
 - 3 窓口担当は、通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するものとする。
 - 4 最高管理責任者、統括管理責任者、調査委員会の委員、窓口担当等の通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容の情報が他に漏えいしないように秘密保持を厳守するものとする。

(予備調査)

- 第 16 条 最高管理責任者は、前条の通報を受けたときは、調査委員会を設置する。調査委員会は、通報の申立内容合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
- 2 調査委員会は、原則として通報を受理した日から 30 日以内に、当該事案について本調査を実施するか否かを最高管理責任者に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、前項の報告を通報者並びに被通報者に通知する。
 - 4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、公的研究費の資金分配機関に対して、その旨を通知する。
 - 5 本調査を行わないことを決定した場合、調査委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る分配機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合においては、被通報者に対して、調査対象とされた公的研究費の支出を停止することができる。

(本調査の実施及び事実認定後の措置)

- 第 17 条 本調査は、当該研究に係る論文、記録ノート等の各種資料の精査並びに関係者へのヒアリング、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。

なお、最高管理責任者は、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

第18条 本調査を実施した場合、調査委員会は、予備調査開始の日から起算して180日以内に、本調査結果に基づく不正行為・不正使用の有無を認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を通報者並びに被通報者に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、次の各号に掲げる通り、公的研究費の資金分配機関への報告及び調査への協力、協議を行うものとする。
 - (1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について分配機関に報告、協議しなければならない。
 - (2) 通報等を受理した日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を分配機関に提出する。
 - (3) 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を分配機関に提出する。
 - (4) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、分配機関に報告する。
 - (5) 分配機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該分配機関に提出する。
 - (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に不正行為及び不正使用の事実があると認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 被通報者に対して不正行為及び不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
 - (2) 不正行為及び不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。
 - (3) 本学就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。
 - (4) 本学と取引する業者が不正行為・不正使用に関与している場合は、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて手続きを行う。
- 5 最高管理責任者は、被通報者に不正行為及び不正使用の事実がないと確認した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。
 - (2) 通報者が学内関係者で、不正行為及び不正使用の疑いが存在する合理的な証拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかである場合には、当該学内関係者に対し、本学就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。

(不服申立て)

第 19 条 被通報者及び学内関係者の通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、通知を受けた日から 30 日以内に不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨および理由などを勘案し、速やかに当該事案の再調査及び審議を行い、再調査が必要であると認める場合は、不服申立てを受理してから 50 日以内に再調査し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者、加えて公的研究費の資金分配機関に通知する。

(調査結果の公表)

第 20 条 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項により公表する内容は、不正に関与した者の氏名、所属及び不正の内容並びに本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名、所属、調査の方法及び手順とする。
ただし、その内容のうち、合理的な理由がある場合は、特に不開示とする必要があると認められる情報を除くことができる。
- 3 不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。
- 4 不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為等がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(内部監査)

第 21 条 最高管理責任者は、公的研究費のモニタリング及び監査を行うため、内部監査部門を設置する。

- 2 内部監査部門は事務管理センターとし、公的研究費に関わる全てのモニタリング及び監査を行うことができる。
- 3 内部監査部門は、必要に応じて不正防止委員会と連携を行うとともに、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を聴取することができる。
- 4 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査の他、体制の不備の検証も行う。

- 5 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、監査結果を不正防止委員会において公表する。不正防止委員会は、運営管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。
- 7 内部監査部門は、本法人の監事及び会計監査人との連携を強化する。

(準用規定)

第22条 第2条に掲げる公的研究費以外の競争的資金等で、大学を経て交付を受けるものについては、原則としてこの規程を準用する。

(改 廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会で行うものとする。

(雑 則)

第24条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2009（平成21）年10月13日から施行する。
- 2 この規程は、2013（平成25）年5月23日から改正施行する。
- 3 この規程は、2015（平成27）年3月19日から改正施行する。
- 4 この規程は、2015（平成27）年9月18日から改正施行する。
- 5 この規程は、2017（平成29）年3月24日から改正施行する。